

○二本松市特定個人情報等の安全管理措置に関する規程

平成30年6月28日訓令第7号

二本松市特定個人情報等の安全管理措置に関する規程

(趣旨)

**第1条** この訓令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び二本松市個人情報保護条例(平成17年二本松市条例第18号。以下「個人情報保護条例」という。)に定めるところにより、個人情報及び特定個人情報(個人番号を含む。)(以下「特定個人情報等」という。)の適正な取扱いに関し必要な措置を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この訓令において使用する用語の意義は、番号法及び個人情報保護条例に定めるところによる。

(遵守義務)

**第3条** 市の実施機関の職員は、特定個人情報等の適正な取扱いのため次の法令等を遵守しなければならない。

- (1) 番号法
- (2) 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)(平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号)
- (3) 個人情報保護条例
- (4) 二本松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年二本松市条例第39号。以下「番号利用条例」という。)
- (5) 二本松市電子計算機処理に係る管理運営規程(平成17年二本松市訓令第12号。以下「電子計算機処理規程」という。)
- (6) 二本松市個人情報を取り扱う事務の委託等に関する規程(平成21年二本松市訓令第9号)
- (7) 二本松市情報セキュリティポリシー(平成18年3月10日市長決裁。以下「セキュリティポリシー」という。)

(総括責任者)

**第4条** 総括責任者を1人置くこととし、副市長をもって充てる。総括責任者は、実施機関の長を補佐し、各機関における特定個人情報等の管理に関する事務を総括する任に当たる。

2 総括責任者は、特定個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡、調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする会議を設けることができる。

(保護責任者)

**第5条** 個人番号利用事務等を実施する課等に、保護責任者を1人置くこととし、当該課等の長又はこれに代わる者をもって充てる。保護責任者は、各課等における特定個人情報等を適切に管理する任に当たる。

2 保護責任者は、特定個人情報等を電子情報システムで取り扱う場合、電子計算機処理規程第3条第1項に規定するデータ保護管理者（以下「データ保護管理者」という。）と連携し、その任に当たる。

(監査責任者)

**第6条** 監査責任者を1人置くこととし、総務部長をもって充てる。

2 監査責任者は、特定個人情報等の管理の状況について監査する任に当たる。

(事務取扱担当者の指定等)

**第7条** 保護責任者は、特定個人情報等を取り扱う職員（以下「事務取扱担当者」という。）及びその役割を明確化し、事務取扱担当者を指定する。

2 保護責任者は、前項に規定する事務取扱担当者を総括責任者に報告しなければならない。

3 保護責任者は、事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲を明確化する。

4 保護責任者は、次に掲げる組織体制を整備する。

(1) 事務取扱担当者が条例、関連する法令等に違反している事実又は兆候を把握した場合の総括責任者への報告連絡体制

(2) 特定個人情報等の漏えいその他の番号法違反（以下「情報漏えい等」という。）の事案又はおそれのある事案を把握した場合の対応体制並びに関係部署及び関係機関への報告連絡体制

(3) 特定個人情報等を複数の部署で取り扱う場合の各部署の任務分担及び責任の明確化

(事務取扱担当者の監督)

**第8条** 総括責任者及び保護責任者は、特定個人情報等が条例、関連する法令等に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して、必要かつ適切な監督を行う。

(事務取扱担当者の責務)

**第9条** 事務取扱担当者は、特定個人情報等が個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることを十分に認識し、条例、関連する法令等の定めに従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

2 事務取扱担当者は、特定個人情報等の適切な管理のために総括責任者、保護責任者の指示に従い特定個人情報等を取り扱わなければならない。

(教育研修)

**第10条** 総括責任者及び保護責任者は、データ保護管理者と連携し、事務取扱担当者に対し、特定個人情報等の適正な取扱いについて理解を深め、特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。また、事務取扱担当者のうち特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対し、番号法第29条の2に定めるサイバーセキュリティの確保に関する事項その他の事項に関する研修を行う。

2 総括責任者及び保護責任者は、データ保護管理者と連携し、特定個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、特定個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。

3 総括責任者は、保護責任者に対し、課等における特定個人情報等の適正な管理のために必要な教育研修を行う。

4 総括責任者及び保護責任者は、事務取扱担当者に対し、特定個人情報等の適切な管理のために、教育研修への参加の機会を付与するなどの必要な措置を講ずる。

5 総括責任者は、教育研修を行うに当たり、別に定める二本松市特定個人情報の取扱いに関する研修に係る運用要領（平成29年3月21日決裁）等に基づき教育研修を実施する。

(取扱状況の記録等)

**第11条** 保護責任者は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認する手段を整備して、当該特定個人情報等の利用及び保管等の取扱状況について記録する。

(取扱いの制限)

**第12条** 保護責任者は、特定個人情報等の秘匿性等その他の内容に応じて、当該特定個人情報等を取り扱うことができる権限を有する職員及びその権限の内容を、事務取扱担当者が業務を行う上で必要最小限の範囲に限るものとする。

2 事務取扱担当者以外の職員は、原則として特定個人情報等に接してはならない。

(媒体の管理等)

**第13条** 事務取扱担当者は、保護責任者の指示に従い、特定個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するものとする。

2 保護責任者は、特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止のため、必要と認める場合は、特定個人情報等が記録されている媒体の耐火金庫への保管、保管場所の施錠等の措置を講じるも

のとする。

(複製等の制限)

**第14条** 事務取扱担当者は、業務上の目的で特定個人情報等を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、保護責任者の指示に従い行うものとする。

- (1) 特定個人情報等の複製
- (2) 特定個人情報等の送信
- (3) 特定個人情報等が記録されている媒体の外部への送付及び持ち出し
- (4) その他の特定個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(利用及び提供)

**第15条** 保護責任者は、特定個人情報等（特定個人情報の提供は、番号法及び番号利用条例に基づく場合に限る。）を実施機関以外のものに提供する場合は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 当該提供先における特定個人情報等を取り扱う事務の目的、事務の法令根拠、当該提供先において利用する特定個人情報等の本人の類型及び項目名、利用形態等について確認すること。
- (2) 当該提供先に対し、個人情報保護条例第7条第3項の措置を講ずるとともに、必要があると認める場合は、実地調査等による当該措置状況を確認し、確認結果を記録し、及び所要の改善要求等を行うこと。

(誤りの訂正)

**第16条** 事務取扱担当者は、特定個人情報等の内容に誤り等を発見した場合は、保護責任者の指示に従い、当該特定個人情報等の訂正等を行うものとする。

(取扱区域)

**第17条** 保護責任者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を明確にし、書類等の盗難又は紛失等を防止するために施錠可能な場所への保管等の物理的な安全管理措置を講ずる。

(廃棄等)

**第18条** 保護責任者は、特定個人情報等が記録された書類等について、二本松市文書取扱規程（平成17年二本松市訓令第13号）等によって定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに復元不可能な手段で削除又は廃棄する。

- 2 保護責任者は、個人番号又は特定個人情報ファイルを削除又は廃棄した場合には、その記録を保存する。また、これらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて、証明書等により確認する。

(委託先の監督)

**第19条** 保護責任者は、個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、番号法に基づき保護責任者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認する。

2 保護責任者は、個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、契約書等に特定個人情報等の特記事項を定めるなどし、委託先に安全管理措置を遵守させるための必要な契約を締結する。

3 保護責任者は、個人番号利用事務等の全部又は一部を委託した場合、委託先における特定個人情報等の取扱状況を把握する。

4 保護責任者は、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者が再委託する場合には、委託をする個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報等の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断する。

(情報資産)

**第20条** 保護責任者は、個人番号利用事務の実施に当たり接続する情報提供ネットワークシステム等の接続規程等が示す安全管理措置を遵守する。

2 保護責任者は、データ保護管理者と協議の上、個人番号利用事務において使用する情報システムについて、インターネットから独立する等の高いセキュリティ対策を踏まえたシステム構築や運用体制整備を行う。

3 その他の情報資産の取扱いについては、セキュリティポリシーの例による。

(事故の報告、対策及び再発防止)

**第21条** 事務取扱担当者は、特定個人情報等の漏えい、滅失、毀損等の事故（以下「事故」という。）が生じたことを知った場合又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合には、直ちに当該特定個人情報等を管理する保護責任者に報告しなければならない。

2 保護責任者は、事故の報告があった場合には、直ちに被害の防止、復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、事故の内容等を総括責任者に報告しなければならない。

3 保護責任者は、速やかに事故の発生した経緯、被害状況等を調査し、その結果を総括責任者に報告しなければならない。

4 保護責任者は、特定個人情報等が外部に流出したおそれがある場合は、速やかにその事実を当該特定個人情報等の本人に対して連絡するとともに、本人及びその関係者が二次的な被害に遭うことを防止するために必要な措置を講ずるものとする。

5 総括責任者は、事故の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(点検又は監査)

**第22条** 監査責任者は、特定個人情報等の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に点検又は監査（外部監査を含む。）を行い、その結果を総括責任者に報告する。

2 監査責任者は、監査を行うに当たり、監査計画を立案し、総括責任者の承認を得る。

(評価及び見直し)

**第23条** 総括責任者は、点検又は監査の結果等を踏まえ、必要があると認めるときは、この規程等の見直し等の措置を講ずる。

(事務の流れの整理)

**第24条** 保護責任者は、特定個人情報等の範囲等を明確にした上で、利用事務の流れを整理しておかなければならない。

(電子計算機処理の管理)

**第25条** 電子計算機処理の管理に関しては、この訓令に定めるもののほか、電子計算機処理規程の定めるところによる。

(補則)

**第26条** この訓令に定めるもののほか、特定個人情報等の適切な管理のための措置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成30年6月28日から施行する。

(二本松市保有個人情報の適切な管理のための措置に関する規程及び二本松市特定個人情報等の安全管理措置に関する規程の廃止)

2 次に掲げる訓令は、廃止する。

(1) 二本松市保有個人情報の適切な管理のための措置に関する規程（平成22年二本松市訓令第4号）

(2) 二本松市特定個人情報等の安全管理措置に関する規程（平成27年二本松市訓令第16号）